
プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**項目 **【審議事項】IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 小計
の名称及び営業費用の表示に関する事項**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「小計の名称及び営業費用の表示に関する事項（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』（以下『IFRS 第 18 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及び暫定的なアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要

要望書の背景及び概要

2. 委員会は、IFRS 第 18 号の適用に関する要望書を受領し、次の点に関する質問が含まれているとしている（AP7 第 1 項）。
 - (1) 質問 1—企業の純損益計算書において、経営者が定義した業績指標（MPM）でもある追加的な小計の名称
 - (2) 質問 2—「混合表示」¹を用いて、性質又は機能に基づいて営業費用を提示すること
 - (3) 質問 3—営業費用の一部の金額を機能別科目に含めている場合の当該営業費用の全額を機能別科目として表示する必要性²

（小計の名称（質問 1））

¹ 要望書では、「混合表示」及び「混合アプローチ」の両方が言及されている。AP では、文脈の一貫性を保つため、また IFRS 第 18 号の結論の根拠における表現に合わせるため、「混合表示」という用語を使用する。IFRS 第 18 号の結論の根拠の BC250 項には、次のように記載されている。「…企業が営業費用の一部の分類及び表示を性質に基づいて行い、他の営業費用については機能に基づいて行う場合、『混合表示』をもたらす。…」

² 要望書では、本件を「同一性質の 2 つの費用の異なる表示」と表現している。

質問

3. 本要望書は、企業の純損益計算書において、MPM でもある追加的な小計（以下「当該指標」という。）の表示について質問している。具体的には、当該指標が基本財務諸表における小計に関する IFRS 第 18 号第 24 項の要求事項を満たし、かつ、IFRS 第 18 号第 117 項における MPM の定義に合致していることを前提として、当該指標から除外される（又は、逆に、当該指標に含まれる）すべての要素を、その表示に明示的に記載することが求められるか質問している。（AP7A 第 6 項）
4. 要望書では、次の 2 つの見解が識別されている（AP7A 第 7 項）。
 - （1）見解 1—指標の名称には、当該指標から除外される（又は、逆に含まれる）すべての要素を明示的に列挙することが求められる。
 - （2）見解 2—MPM の名称において、当該指標から除外される（又は、逆に含まれる）すべての要素を明示的に列挙する必要はない。
5. IASB スタッフは、見解 1 及び見解 2 は、IFRS 第 18 号が企業による「経常営業利益」のような小計の使用を禁止しているかについて、異なる見解を示しているとしている。例えば、見解 1 では、「経常営業利益」という名称を決して使用すべきではないとする一方、見解 2 では、企業が「経常」という用語を使用して、非経常的であるとみなす項目を除外した MPM を提示できる（小計及び MPM に関するその他の要求事項を満たすことを条件として）とするとしている。（AP7A 第 8 項）

適用される要求事項

6. IASB スタッフは、適用される要求事項として次の事項を挙げている。
 - （1）IFRS 第 18 号第 43 項（AP7A 第 9 項）
 - （2）IFRS 第 18 号第 123 項（AP7A 第 10 項）
 - （3）IFRS 第 18 号 B134 項から B135 項（AP7A 第 11 項）

（営業費用の表示（質問 2 及び質問 3））

7. 要望書の質問 2 では、次の 2 つの見解が識別されている（AP7B 第 6 項）。
 - （1）見解 1—営業費用の表示における混合表示は、「最後の手段」として、又は「極めて稀な状況」においてのみ使用されるべきであり、混合表示を使用するための要件は非

常に制限的である。見解 1 の支持者は、企業が営業費用を機能別に配分できる場合、このアプローチの使用は認められないと主張している。この見解を適用すると、混合表示が許容される唯一の条件は、特定の費用を機能別の科目に配分することが恣意的となる場合に限られる。

- (2) 見解 2—混合表示の使用が他の適用される要求事項に準拠している限り、混合表示の使用に制限はない。

8. 要望書の質問 3 では、次の 2 つの見解が識別されている（AP7B 第 7 項）。

- (1) 見解 1—営業費用の一部の項目を機能別科目として含める企業は、当該営業費用の全額を機能別科目として表示しなければならない。
- (2) 見解 2—営業費用の一部の項目を機能別科目に含める企業は、当該営業費用の全額を機能別科目に表示することは要求されない。単一の性質を有する費用は、適切な表示を付すことを条件として、分解され、機能別科目及び性質別科目の双方に含めることができる。

IASB スタッフの分析

(IASB スタッフの見解の概要)

小計の名称（質問 1）

- 9. IASB スタッフは、指標の適切な名称を決定するには判断が必要であり、企業の具体的な事実や状況に依存する一方で、MPM である小計の名称は、財務諸表の利用者がその小計を理解するために必要なすべての記述や説明を提供することなど、IFRS 第 18 号の要求事項に準拠している限り、指標から除外される（又は、逆に含まれる）すべての要素を明示的に列挙する必要はないとしている（AP7A 第 12 項）。

営業費用の表示（質問 2 及び質問 3）

- 10. IASB スタッフは、次の結論に達したとしている（AP7B 第 8 項）。
 - (1) IFRS 第 18 号は、営業費用について最も有用な構造化された要約が得られる場合には、企業が混合表示を使用することを要求している。IFRS 第 18 号は、営業費用の混合表示の使用を特定のその他の状況に限定していない。
 - (2) 営業費用の一部を機能別に含める企業は、IFRS 第 18 号のその他の要求事項を遵守している限り、その営業費用の全額を機能別科目に含める必要はない。一部の費用を性

質別に、その他の費用を機能別に分類・表示する企業は、各科目に含めた費用を明確に識別できる方法で科目表示を行う必要がある。

(適用される要求事項)**小計の名称（質問 1）**

11. MPM でもある小計の表示において、企業は、小計及び MPM の表示に適用される要求事項を適用しなければならない (AP7A 第 13 項)。
 - (1) IFRS 第 18 号第 43 項及び関連する適用指針の各項は、企業の基本財務諸表における小計の表示に関する要求事項を定めている。
 - (2) IFRS 第 18 号第 123 項及び関連する適用ガイダンスの各項では、MPM の表示に関する要求事項が定められている。
 - (3) IFRS 第 18 号 B134 項(a) (IFRS 第 18 号第 123 項の適用ガイダンスを含む) は、企業に対し、「[IFRS 第 18 号]第 43 項に従って、[MPM]に表示及び説明を行う」ことを具体的に求めている。
12. IASB スタッフは、当該指標に対する適切な表示を決定するには判断が必要であり、企業の具体的な事実及び状況に依存するとしている (AP7A 第 14 項)。
13. IASB スタッフは、小計及び MPM の表示に関する要求事項は、当該指標から除外される（又は、逆に含まれる）すべての要素を明示的に列挙するような方法で指標に名称を付けることを企業に求めているわけではないとし、これらの要求事項は、小計や MPM を含む項目に名称を付ける際に企業が適用すべき原則を定めているとしている。例示として、次の事項を挙げている。(AP7A 第 15 項)
 - (1) IFRS 第 18 号第 43 項は、小計の名称が当該小計の特性を忠実に反映することを要求しており、同様に、IFRS 第 18 号 B134 項は、MPM の名称が当該 MPM の特性を忠実に反映することを要求している。
 - (2) IFRS 第 18 号第 123 項は、企業が MPM の表示を、財務諸表の利用者を誤解させない、明確かつ理解しやすい方法で行うことを要求している。
14. IASB スタッフは、指標から除外された（又は、逆に含まれる）すべての要素を列挙して表示しなくとも、表示に関する要求事項を満たすことが可能であると考えているとしており、留意事項として次の点を挙げている (AP7A 第 16 項)。

- (1) IFRS 第 18 号 B26 項 (IFRS 第 18 号第 43 項の適用ガイダンスを含む) は、表示における「その他」という用語の使用に関する要求事項を定めている。IFRS 第 18 号 B26 項(a)は、企業は「集約項目を可能な限り正確に記述する表示を使用しなければならない。例えば、『その他の営業費用』又は『その他の金融費用』など」と規定している。この規定は、表示額に含まれるすべての構成要素を個別に列挙しない名称を使用する可能性を支持している。
- (2) IFRS 第 18 号 B135 項(a)は、主要業績指標 (MPM) から除外された (又は、逆に、MPM に含まれる) すべての項目を列挙しない表示の使用を想定している。これは、非経常費用控除前の営業利益という表示を持つ MPM を指している。
15. IFRS 第 18 号の B135 項(b)は、企業に対し、「記述に用いている用語のうち、…必要な用語の意味を説明する (例えば、企業が『非経常的費用』をどのように定義しているかを説明する)。」ことを要求している。同様に、IFRS 第 18 号第 43 項は、「場合によっては、企業は当該記述及び説明に、企業が用いている用語の意味…を含めることが必要となることがある。」としている。前項の IFRS 第 18 号に示された例から、IASB スタッフは、そのような記述及び説明は名称自体に含める必要はなく、財務諸表の注記において開示すればよいと考えたとともに、次の点にも留意するとしている。(AP7A 第 17 項)
- (1) IFRS 第 18 号 B26 項(b)は、企業が「その他」と表示された金額について (重要性がない項目のみで構成される集約に関して) 追加情報を開示する必要がある場合の例を示している。この例は、IFRS 第 18 号第 43 項で要求される「必要な記述及び説明」が、財務諸表の注記において開示され得ることを示唆している。
- (2) IFRS 第 18 号 B134 項の第 2 文は、「このような記述を提供するために、収益又は費用の項目のうち当該小計に含めている項目及び除外している項目を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。」としている。この記載は、企業が必要な記述及び説明を財務諸表の注記として開示する可能性を示唆している。
16. したがって、IASB スタッフは、MPM である小計の表示について、その表示が IFRS 第 18 号の適用される要求事項 (財務諸表の利用者が当該小計を理解するために必要なすべての記述や説明を提供することを含む) に準拠している限り、当該指標から除外される (又は、逆に含まれる) すべての要素を明示的に列挙する必要はないと考えたとしている。また、適用される要求事項に準拠するため、当該表示は、例えば、次の要求事項を満たすべきであるとしている。(AP7A 第 18 項)
- (1) 当該指標の特性を忠実に反映していること

- (2) 財務諸表の利用者を誤解させないような明確かつ理解しやすいものであること
17. IASB スタッフは、この見解が要望書における見解 2 と一致するとしている (AP7A 第 19 項)。
18. また、IASB スタッフは、要望書の見解 1 の支持者は次のように述べているとしている (AP7A 第 20 項)。
- (1) IFRS 第 18 号第 43 項における小計の「記述及び説明」という要求事項は、単一の要求事項であり、その表示には IFRS 第 18 号が企業に対して小計又は MPM に関して提供することを求めているすべての必要な説明が含まれるべきである。
- (2) 除外されているすべての項目（又は、逆に、含まれているすべての要素）を列挙していない表示は、必要な説明をすべて含み、小計及び MPM の特性を忠実に表現しているとは考えにくい。
19. IASB スタッフは、前項の見解に同意しないとしている。IASB スタッフは、企業は、MPM である小計に関連して IFRS 第 18 号が要求事項としているすべての記述及び説明を当該指標自体の名称に含める必要はなく、そのような記述及び説明を財務諸表注記で開示すればよいとしている。また、適用される要求事項を遵守できるのであれば、企業が「経常営業利益」のような用語を使用することを IFRS 第 18 号が禁止しているとは考えていないとしている。(AP7A 第 21 項)

営業費用の表示－混合表示の使用（質問 2）

20. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 78 項から第 85 項及び B80 項から B84 項は、純損益計算書の営業費用区分における費用の表示及び開示要求事項を定めているとしている (AP7B 第 9 項)。
21. IASB スタッフは、適用される要求事項として次の事項を挙げている。
- (1) IFRS 第 18 号第 78 項から 79 項 (AP7B 第 10 項)
- (2) IFRS 第 18 号 B80 項から B82 項 (AP7B 第 11 項)
- (3) IFRS 第 18 号 BC246 項から BC276 項 (AP7B 第 12 項)
22. 要望書の質問 2 について、IASB スタッフは次の留意点を挙げている (AP7B 第 13 項)。
- (1) IFRS 第 18 号第 78 項を適用する場合、企業は、費用の性質、企業内における費用の

機能、又はこれら両方の特性を用いて、その費用について最も有用な構造化された要約を提供する方法で営業費用の区分における費用を分類し、表示する。

- (2) IFRS 第 18 号 B80 項は、営業費用について最も有用な体系的な要約を提供するために、費用の性質及び機能という特性をどのように活用するかを決定する際、企業が検討すべき要因を示している。IFRS 第 18 号 B80 項(d)は、特定の費用を機能に配分することが恣意的であり、その結果、表示される科目が機能を忠実に反映しなくなる場合、企業が費用を機能別ではなく性質別に分類しなければならない状況を規定している。
 - (3) IFRS 第 18 号 B81 項は、混合表示が最も有用な体系化された要約を提供する可能性があること（「場合によっては」）に言及している。
 - (4) IFRS 第 18 号 B81 項は、混合表示が最も有用な体系化された要約を提供すると企業が判断しうる状況について 2 つの例を挙げているが、明示的に「例えば」という語句がこれらの状況の前に置かれている。
 - (5) IFRS 第 18 号 BC252 項は、混合表示を禁止すると企業が当該費用について最も有用な体系化された要約の提供に寄与するような方法で営業費用を表示できなくなる可能性があるため、IASB は混合表示を禁止しないことを決定したと説明している。
23. IFRS 第 18 号の要求事項及び IASB によるそれらの根拠に照らして、IASB スタッフの見解では、営業費用について最も有用な体系化された要約の提供が得られる場合に限り、企業に対し混合表示を採用することが求められているとしている。この見解は、要望書に示された質問 2 の見解 2 と一致するとしている。（AP7B 第 14 項）
24. IASB スタッフは、要望書の質問 2 の見解 1 には同意しないとしている（AP7B 第 15 項）。
25. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の B80 項(d)及び B81 項(a)の要求事項及び例示は、特定の費用を機能に配分することが恣意的となる場合にのみ混合表示が許容されるわけではないとしている。IFRS 第 18 号 B81 項は、混合表示が最も有用な体系化された要約を提供すると企業が判断しうる状況として、企業が一部の費用を機能別に分類及び表示し、その他の費用（機能への配分が恣意的となるもの）を性質別に分類及び表示する場合（IFRS 第 18 号 B81 項(a)）と機能への配分が恣意的となるからではなく、収益性の主な要因に関する情報を提供するために混合表示を使用する場合（IFRS 第 18 号 B81 項(b)）を挙げているとしている。（AP7B 第 16 項）
26. IASB スタッフは、上の分析に基づき、IFRS 第 18 号は、営業費用について最も有用な体

系化された要約を提供する場合に限り企業が混合表示を使用することを要求しているとして、混合表示の使用を特定のその他の状況に限定していないとしている (AP7B 第 17 項)。

営業費用の表示－営業費用の一部の科目を機能別科目として表示すること（質問 3）

27. IFRS 第 18 号 B82 項には、企業が一部の従業員給付を機能別科目に含め、その他の従業員給付を性質別科目に含める事例が記載されている。IASB スタッフは、この事例は、営業費用の一部を機能別科目に含める企業であっても、その営業費用の全額を機能別科目に含める必要はないことを裏付けているとしている。(AP7B 第 18 項)
28. また、IASB スタッフは、営業費用の適切な表示を検討するにあたり、企業は、IFRS 第 18 号のその他の要求事項の中でも、特に IFRS 第 18 号第 78 項から第 85 項及び B80 項から B84 項の適用が求められ、例えば、IFRS 第 18 号 B82 項では混合表示を採用する企業に対し、各科目に含まれる費用を明確に識別できるような方法で、名称を付けることを求めているとしている (AP7B 第 18 項)。
29. したがって、IASB スタッフは、要望書の質問 3 の見解 2 に賛成し、見解 1 には賛成しないとしている (AP7B 第 19 項)。
30. IASB スタッフの分析に基づき、IASB スタッフは、営業費用の一部を機能別項目に含める企業は、当該営業費用の全額を機能別項目に含める必要はないとして、一部の費用を性質別にその他の費用を機能別に分類・表示する企業は、各科目に含まれる費用を明確に識別できる方法で、科目に名称を付けることが求められるとしている (AP7B 第 20 項)。

（デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項の評価）

31. IASB スタッフの見解では、収集された証拠は、次の理由から、本要望書が広範な影響を及ぼす可能性があることを示唆しているとしている (AP7 第 13 項)。
- (1) IFRS 第 18 号を適用する多数の企業は、小計の表示及び営業費用の表示について判断を下す必要が生じる。
- (2) 適用される要求事項に対する理解の相違は、IFRS 第 18 号が有効となった際に、それらの要求事項の適用において多様性を生じさせる可能性がある。そのような多様性は、MPM の有用性を損なう恐れがある。
32. IASB スタッフの見解では、要望書に記載された事項については、デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(a)に定められた基準が満たされているとしており、要望書に記載された質問の分析を進めたとしている (AP7 第 14 項)。

小計の名称（質問 1）

33. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、要望書の質問 1 に記載された事項について、企業が要求される会計処理を決定するための十分な根拠を提供しており、デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(b)の基準は満たされていないと結論付けている。したがって、デュー・プロセス・ハンドブック 5.22 項に従い、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないとしている。(AP7A 第 25 項)

営業費用の表示（質問 2 及び質問 3）

34. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、要望書の質問 2 及び質問 3 に記載された事項について、企業が要求される会計処理を決定するための十分な根拠を提供しており、デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(b)の基準は満たされていないと結論付けている。したがって、デュー・プロセス・ハンドブック 5.22 項に従い、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないとしている。(AP7B 第 23 項)

IASB スタッフの結論

35. デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項の基準に関する IASB スタッフの評価に基づき、IASB スタッフは、委員会がデュー・プロセス・ハンドブック 8.2 項に従い、提出された 3 つの質問に対処するために基準設定プロジェクトが必要ない理由を説明するアジェンダ決定（案）を公表することを推奨している (AP7A 第 26 項及び AP7B 第 24 項)。

III. 2026 年 6 月の IFRS-IC 会議の概要**(小計の名称に関する意見)**

36. 委員会メンバー全員が、AP7A の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）に同意し、委員会は基準設定ではなく、アジェンダ決定(案)を公表することとした。
37. 複数の委員会メンバーは、基本財務諸表における短い名称と詳細を補足する説明（注記）によって情報が提供されることが有用であり、名称に網羅的に内容を記載することは利用者とのコミュニケーションの妨げとなる可能性があると言った。
38. 複数の委員会メンバーは、MPM の定義について注記を含めた財務諸表全体で理解が可能であることと、名称が誤解を招かないものであることが重要であると考えられると言った。

(営業費用の表示に関する意見)

39. 委員会メンバー全員が、AP7B の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）に次項の委員会メンバーからのコメントを踏まえた修正を行うことを前提に同意し、委員会は基準設定ではなく、アジェンダ決定（案）を公表することとした。
40. 複数の委員会メンバーは、一部の費用の分類及び表示を性質別に行い、一部の費用については機能別に行う場合の例示が IFRS 第 18 号 B82 項に 1 つ記載されているが、必ずしも当該例示のみに限定されるわけではないことが明確になるようにアジェンダ決定（案）を修正することが考えられると述べた。
41. ある委員会メンバーは、基本財務諸表に表示される科目について、各科目にどの費用が含まれているか明確に識別できるような呼称をつけることが重要であると考えられると述べた。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

42. AP の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）は次のとおりである。

小計の名称（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）

質問

委員会は、企業の純損益計算書における小計が、経営者が定義した業績指標（以下「当該指標」という。）について、その表示方法に関する質問をした要望書を受け取った。具体的には、当該指標の表示において、その指標から除外される（又は、逆に、含まれる）すべての要素を明示的に列挙することが求められるかどうか我问われた。

要望書に記載された指標は、

- (a) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の第 24 項に定める基本財務諸表における追加的な小計に関する要求事項を満たしており、及び
- (b) IFRS 第 18 号の第 117 項に定める経営者が定義した業績指標（MPM）の定義を満たしている。

適用される要求事項

IFRS 第 18 号の第 43 項（及び B24 項から B26 項の関連する適用ガイダンス）は、企業の基本財務諸表における小計の表示に関する要求事項を定めている。

IFRS 第 18 号の第 123 項（及び関連する適用ガイダンスである B134 項から B135 項）は、MPM の表示に関する要求事項を規定している。具体的には、IFRS 第 18 号 B134 項 (a) は、企業に対し、「[IFRS 第 18 号]第 43 項に従い、その特性を忠実に表現する方法で[MPM]

を表示し、説明すること」を求めている。

適用される要求事項の適用

委員会は、指標に対する適切な表示を決定するには判断が必要であり、それは企業の具体的な事実や状況に依存すると指摘した。

委員会は、小計及び MPM の表示に関する要求事項は、指標から除外されるすべての要素（又は、逆に、指標に含まれる要素）を明示的に列挙するような方法で指標に表示することを企業に求めているわけではないと指摘した。その代わりに、これらの要求事項は、小計や MPM を含む項目に表示を行う際に企業が適用すべき原則を定めている。

例えば：

- (a) IFRS 第 18 号の第 43 項は、小計の表示が当該小計の特性を忠実に反映することを要求しており、同様に、IFRS 第 18 号の B134 項は、MPM の表示が当該 MPM の特性を忠実に反映することを要求している。
- (b) IFRS 第 18 号の第 123 項は、企業が MPM を、財務諸表の利用者を誤解させない、明確かつ理解しやすい方法で表示することを要求している。

委員会は、指標の表示において、その指標から除外されるすべての要素（又は、逆に、その指標に含まれるすべての要素）を列挙することなく、表示に関する適用される要求事項を満たすことが可能であるとの見解を示した。IFRS 第 18 号 B135 項(b)は、企業が「説明において使用する用語の意味を説明すること（…例えば、企業が『非経常的費用』をどのように定義しているかを説明すること）」を要求しており、IFRS 第 18 号第 43 項は、「場合によっては、企業は当該記述及び説明に、企業が用いている用語の意味…を含めることが必要となることがある。」と述べている。委員会は、すべての記述及び説明を名称自体に含める必要はなく、注記で開示することも可能であると指摘した。

したがって、委員会は、MPM である小計の名称については、財務諸表の利用者がその小計を理解するために必要なすべての記述及び説明を提供することを含め、IFRS 第 18 号の適用される要求事項に準拠している限り、その指標から除外されるすべての要素（又は、その指標に含まれるすべての要素）を明示的に列挙する必要はないと結論付けた。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、純損益計算書において MPM を追加的な小計として表示する企業が、その小計をどのように表示し、注記においてどのような情報を開示すべきかを決定するための十分な根拠を提供していると結論付けた。その結果、委員会は、この要請に対処するために基準設定プロジェクトは必要ないと[決定した]。

営業費用の表示（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）

質問

委員会は、次のような質問をした要望書を受け取った。

- (a) 企業が IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」第 78 項を適用し、「混合表示」（すなわち、一部の営業費用をその性質に基づき、他の営業費用を企業内での機能に基づき、純損益計算書の各科目に分類して表示すること）を行うことが求められるのはどのような場合か。
- (b) 営業費用の一部の項目を機能別科目として含める場合、当該営業費用の全額を機能別科目として表示しなければならないか。

適用される要求事項

IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」の第 78 項から第 85 項及び B80 項から B85 項は、純損益計算書の営業費用区分における費用の表示及び開示の要求事項を規定している。

適用される要求事項の適用

IFRS 第 18 号第 78 項は、企業に対し、純損益計算書の営業区分において、(a) 費用の性質、(b) 企業内での有用な体系化された要約の機能、又は (c) これらの特性の両方を用いて、費用の最も有用な体系化された要約を提供する方法で費用を分類し科目に表示することを要求している。したがって、委員会は、混合表示を使用することが営業費用を最も有用な体系化された要約を提供する場合には、企業は混合表示を使用することが要求されると考えた。

IFRS 第 18 号 B82 項は、企業が一部の従業員給付を機能別の科目に含め、他の従業員給付を性質別の科目に含める例を含んでいる。委員会は、この設例が、営業費用の一部の金額を機能別の科目に含める企業は、当該営業費用の全額を機能別の科目に含めることを要求されないことを例示していることに着目した。一部の費用を性質別に分類し表示し、他の費用を機能別に分類し表示する企業は、結果として生じる科目を、どの費用が各科目に含まれているのかを明確に識別する方法で呼称することを要求される。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、企業が以下の事項を決定するための十分な根拠を提供すると結論付けた。

- (a) 混合表示を使用することが求められる場合、及び
- (b) 当該営業費用の一部を機能別科目に含める場合、純損益計算書の機能別科目においてその営業費用の全額を提示する必要があるか否か。

したがって、委員会は、当該要請に対処するために基準設定プロジェクトは必要ないと[決定した]。

以 上